# 港区バリアフリー 交通安全特定事業計画 六本木駅周辺地区

令和4年3月 東京都公安委員会

# 港区バリアフリー基本構想における重点整備地区「六本木駅周辺地区」の交通安全特定事業計画

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条(基本方針)及び第36条(交通安全特定事業の実施)に基づき、港区バリアフリー基本構想に即して、六本木駅周辺重点整備地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

#### 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間(位置図参照)

グ地女王付た事業を美施りる追路の区間 (位置図参) 道路の区間			生活関連施設		
No	路線			特定旅客施設	連絡する施設
1	主要地方道 環状三号線 (第 319 号)	(担/Y)	港区麻布十番1丁目10番先 から 港区六本木6丁目10番先 まで	<b>付</b> 足 <b></b> (水谷 他 成	京本木中学校、麻布十 番公共駐車場
2	主要地方道 環状三号線 (第 319 号)	外苑東通り	港区六本木5丁目18番先 から 港区赤坂9丁目7番先 まで		
3	特例都道 霞ヶ関渋谷線 (第 412 号)	六本木通り	港区六本木3丁目9番先 から 港区六本木7丁目18番先 まで		三河台公園
4	特例都道 高輪麻布線 (第 415 号)		港区六本木3丁目18番先から 港区赤坂1丁目1番先まで 港区麻布十番2丁目21番先から 港区東麻布3丁目9番先まで	東京メトロ、都営地 下鉄 六本木駅 都営地下鉄	
5	特別区道 第 1022 号線		港区六本木6丁目11番先 から 港区麻布十番2丁目1番先 まで	六本木一丁目駅 東京メトロ、都営地 下鉄	
6	特別区道 第 1037 号線		港区六本木5丁目12番先 から 港区麻布十番1丁目3番先 まで	麻布十番駅	麻布図書館、子育て広 場あっぴぃ麻布
7	特別区道 第 1104 号線		港区六本木6丁目1番先 から 港区六本木5丁目10番先 まで		
8	特別区道 第 1131 号線		港区六本木6丁目4番先 から 港区六本木6丁目7番先 まで		シティハイツ六本木
9	特別区道 第 849 号線		港区六本木5丁目5番先 から 港区麻布十番1丁目4番先 まで		麻布地区総合支所、麻 布区民センター、港区 生活・就労支援センタ ー、麻布保育園

	道路の区間			生活	関連施設
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
10	特別区道 第 852 号線		港区六本木7丁目4番先 から 港区六本木7丁目6番先 まで		
11	特別区道 第 859 号線、 第 1038 号線		港区元麻布3丁目9番先 から 港区麻布十番2丁目5番先 まで	東京メトロ、都営地 下鉄 六本木駅	麻布いきいきプラザ
12	特別区道 第 1042 号線		港区赤坂9丁目7番先 から 港区六本木4丁目3番先 まで	都営地下鉄 六本木一丁目駅	
13	特別区道 第 851 号線		港区六本木4丁目3番先 から 港区赤坂9丁目7番先 まで	東京メトロ、都営地 下鉄 麻布十番駅	六本木西公園
14	特別区道 第 992 号線		港区麻布十番2丁目14番先から 港区麻布十番2丁目21番先まで		網代公園

### 2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

### (1) 路線別

No	路線	事業内容	実施予定期間
1	主要地方道環状三号線 (第 319 号)	信号機の改良(音響機能の整備)、 横断歩道の整備	令和4~7年度
2	主要地方道環状三号線 (第 319 号)	信号機の改良(音響機能の整備)	同上
3	特例都道霞ヶ関渋谷線 (第 412 号)	横断歩道の整備	同上
4	特例都道高輪麻布線 (第 415 号)	信号機の改良(音響機能の整備)	同上
5	特別区道第 1022 号線	信号機の改良(音響機能の整備)、 横断歩道の整備	同上

#### (2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業	
(1) 道路標識の適切な補修	
必要に応じて実施(道路標識の高輝度化は既に実施済)	
(2) 道路標示の適切な補修	
必要に応じて実施(道路標示の高輝度化は既に実施済)	
(3) エスコートゾーンの整備(注1)	令和4~7年度
必要に応じて実施	(継続的に実施)
2 違法駐車行為の防止のための事業	
(1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車の指導取締りの実施	
(2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法	
駐車の指導取締りの実施	
(3) 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施	

- (注1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行う ための線状又は点状の突起を設けるもの。
- 3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
  - (1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車の指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関 と連携して重点的かつ計画的に実施する。

## 位置図



区市町村名	港区
重点整備地区名	六本木駅周辺地区

